

島原地域広域市町村圏組合介護給付費準備基金条例

平成12年10月12日条例第7号

(設置)

第1条 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業の健全な運営を確保し、保険給付に要する費用その他財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため、島原地域広域市町村圏組合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 この基金は、次の各号に掲げる資金をもって積み立てるものとする。

- (1) 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業特別会計（以下「介護保険特別会計」という。）の毎会計年度において、歳入歳出決算上生じた剰余金の全部又は一部
- (2) その他管理者が必要と認めて予算に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金運用から生ずる収益は、介護保険特別会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要と認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は、第1条に規定する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。